

一般質問発言通告書

令和3年11月22日
午 時 分受付
(通告書 枚)No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和3年11月22日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 あさの えくこ 印

質問事項	要 旨	答弁者
1 学校給食における地産地消推進について	<p>つくば市は、2019年12月に「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」を策定しており、「地場産物を学校給食に積極的に活用し、食育と地域経済の振興につなげる」ことを基本理念としています。一方、全国各地では給食への有機食材の導入をまちづくりの基本としている自治体が増えています。このガイドラインの中間年度に当たり、現在の状況及び今後の計画につきまして、以下お伺いします。</p> <p>(1) ガイドラインに記載されている「目標値」の設定状況と現在の状況 ア 使用品目数の目標と現在の数値 イ 金額ベースでの状況</p> <p>(2) ガイドラインに記載されている学校給食地産地消推進会議の開催状況</p> <p>(3) 学校給食の地産地消という観点からの食育の実施状況</p> <p>(4) 学校給食で地産地消を進める目的と課題</p>	市長 教育長 担当部長
2 学校生活における「子どもの人権」の考え方について	<p>新型コロナウイルス対策により、特に学校など子どもが通う施設ではこれまで当たり前と思われていたことができなくなる状況が1年半以上続いています。学校に行きづらい、という悩みも増えています。</p> <p>つくば市では、いわゆる「不登校児童生徒」の割合が2%近くになっていますが、つくば市総合教育会議や担当部局での議論を経て本格的な取組が始まっていることに期待しております。</p> <p>一方、多くの子どもたちは不登校という形では表現していないものの、特にコロナ禍で生きづらさ、息苦しさを感</p>	市長 教育長 担当部長

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

いることが各種調査結果から明らかになっています。子どもたちのいるあらゆる場所が、安心して過ごせる「居場所」となることが喫緊の課題であり、そのためのキーワードが「子どもの人権の保証」であると考えます。

そこで、つくば市の現在の学校等における「子どもの人権」について以下お伺いします。

- (1) つくば市の校内フリースクールの検討状況
- (2) 学校現場で見られるコロナ禍の子どもたちの心身への影響
- (3) 子どもの権利条約の観点から、現在のつくば市の学校教育における課題をどのように考えているか

以上